

天領

第8号

1984年12月



大田邇摩法人会会報

目 次

納税功労者表彰	1
全国法人会総連合創立三十周年記念式典	2
記載金額とは	2
古銭のお話し	3
源泉所得税の改正点	5
局長と中国地方法人会連合会長との対談	6
古切手でデザイン画制作	8
囲碁問題集	8
税を知る週間行事	9
石見大田税務署人事異動	10
税のこぼれ話し	10
通常総会「新役員決る」	11
企業訪問「サンク理研工業」	12
天領の必話「ざれ歌と天領気負」	13
非違事例	14
質問手帳	14
俳句・囲碁解答	15

三瓶山・浮布池

三瓶山は、浮布池のほとりから眺めた姿が一番美しい。
萬葉集の巻7-1247で、柿本人麻呂が歌った三瓶山がすぐ思い出される。

大汝少御神の作らしし 妹背の山を見らくしよしも

昭和20年ごろまでは、浮布池に姿を浮べる三瓶山の2つの峯を、妹背の山。つまり夫婦の山・男三瓶、女三瓶と呼び、古地図にもはっきりしるされている。

大田市の何かの手違いで、親三瓶、子三瓶として宣伝されるようになった。これが昔のように男の山、女の山が並び、それが池に姿をうつしている。「緑結びの山だ」といって、山を訪れる人たちに紹介したら、ロマンチックな山だといっって、きっと今よりもはやされていたことと思う。

萬葉集にある人麻呂の歌は、相聞歌であって、池のほとりで愛人と共に歌いあった4首が、三瓶山の美しい姿と共に、萬葉を愛する人たちに無限の情感を呼びかけている。

(石村禎久記)

納税功労者表彰

59昭
年度和

このたび、十一月十二日
大田商工会議所において、
納税団体連絡協議会の納税
功労者表彰式が開催された。

当日の来賓には、出雲総
務事務所所長、大田市長、
仁摩町長、温泉津町町長
はじめ、各種団体長の総勢

四十八名の出席により、厳
粛、かつ盛大に行われた。

青笹総務課長の開式の辞
に始まり、中島税務署長よ
り各氏に表彰状、並びに感
謝状が贈呈された。

また、さる十一月六日、
広島国税局に於いて、広島
国税局長表彰を受け



られた天崎会長の受
彰披露があり、税務
署長の式辞、来賓の
祝辞のあと、受彰者
を代表して松井氏が
「感謝の意と、今後
申告納税制度の推進
と、納税思想の高揚
に努力する」とのあ
いさつがあり閉会し
た。

式典のあと、各氏
の永年の納税思想の
高揚に尽力された功
績を労って祝宴が和
やかに催された。

広島国税局長表彰

■天崎正一殿

(大田市大田町)

- ・大田逋摩法人会会長
- ・大田駅前納税貯蓄組合
組合長

- ・広島国税局間税協合力
連合会理事
- ・広島石油ガス税納税協
力会島根支部支部長



税務署長表彰

■松井義夫殿

(大田市久手町)

- ・大田逋摩法人会理事
- ・大田逋摩納税貯蓄組合
連合会理事
- ・久手町商工振興会納税

貯蓄組合組合長



税務署長感謝状

■小川 徹殿

(逋摩郡仁摩町)

- ・石見大田税務署管内納
税協力団体連絡協議会
副会長
- ・大田逋摩納税貯蓄組合
連合会副会長
- ・大田逋摩法人会理事
- ・仁摩町納税貯蓄組合組
合長



■財岡春枝殿

(大田市大田町)

- ・大田市青色申告会婦人
部部长
- ・島根県青色申告会連合

会婦人部副部长



受賞のよろこび

天崎会長

このたび、広島国税局長
より表彰を受けましたこと
は、私が頂いたものではな
く、会員の皆様と共に頂い
たものと痛感いたしており
ます。皆様の永い間のご協
力に對して、深甚なる謝意
を申し上げると共に、私も
この受賞に感激で一杯であ
ります。厚くお礼を申し上げ
るものであります。

松井氏

このたびの受賞、身に余
る光栄です。これも皆様方
のご愛顧の賜物と心からお
礼申し上げます。この重み
をかみしめ、今後納税を通
じ、社会に寄与したいと思
います。今後一層のご指導
ご鞭撻をお願い申し上げます。

全国法人会総連合

創立30周年記念式典開催

大田・邇摩法人会表彰を受ける



去る十一月九日(金)、東京新高輪プリンスホテルにおいて、来賓及び、全国から会員三千余名が出席し、創立三十周年記念式典が盛大に開催された。

当日は、午後三時三十分開式の辞に引き続き、国歌斉唱、物故者に対する黙祷会長式辞と続き、国税庁長官感謝状が全法連金原四郎会長他十四名の方々に贈呈された。

引き続き全法連会長の表彰ならびに、感謝状贈呈に入り、功労者表彰、社団化県連表彰、会員増強優秀会表彰、大型保障制度特別推進運動表彰、協力会社に対する感謝状の贈呈が行われ、当法人会も会員増強

優秀会として表彰を受けた。表彰式半ばには、中曽根康弘内閣総理大臣及び竹下登大蔵大臣が来賓としておいでになられ、最速お祝いを述べられる等、式典は盛会裡のうちに終了した。

記念祝賀会



記念祝賀会は、立食パーティーではあるものの、会員三千余名の人達が一同に会してのパーティーは、大変なものであるにもかかわらず、会場はゆったりとしたもので、いかに大きな会場であるかを痛感させられた。祝賀の宴は、来賓多数を囲み、キレイどころの温かいもてなしを受け、和やかなうちに各法人会の方々と親睦を深めることが出来、有意義なうちに散会した。

●三二税務コーナー

記載金額とは……

契約書、領収書、領収面上に記載金額のないものは通常金額記載のないものとして取扱われます。しかし、次の場合例外的扱いになります。

一、第一号、第二号、第二号(不動産売買契約書 請負契約書、領収書等)

については、その内容に原契約書、見積書等を引用するもの、たとえば、注文請書上に「〇月〇日付貴社注文書のとおりお請けいたします。」の文言の記載があり、その注文書上に金額記載のあるものはその金額が記載金額となります。

二、第四号(商品券等)については、その名称、番号、規格その他により、引換えられる商品の価格が明らかにすることができるとき、たとえば、A商店発行のネクタイ券(赤

色刷りのものは、五千円のものと同交換することがあらかじめ決まっているような場合、五千円が記載金額となります。

変更契約書の記載金額は記載方法により、次のとおりとなります。

一、当初の請負金額九十万円を百二十万円とする。また、当初の請負金額九十万円を二十万円増額すると記載したものの。

一 記載金額百二十万円
二、当初の請負金額九十万円を七十万円とする。また、当初の請負金額九十万円を二十万円減額すると記載したものの。

三、当初の請負金額を三十万円増額または、減額すると記載したものの。
一 記載金額三十万円



中村 清美
 著者 S12~13大森町見田
 事務 S46~48石見大森
 長 務 務 務 務 務 務 務 務
 署 勤 勤 勤 勤 勤 勤 勤 勤
 税 務 税 務 税 務 税 務 税
 務 長 務 長 務 長 務 長 務 長 務 長

みなさま、このたび新しく出ました新札の感觸はいかがですか、

「色彩がよい」「オモチャみたい」「小さくなって価値が薄れたようだ」

また、あちこちで「よだれ」「鼻みず」「涙まで流している」ものが見つかったなど、なかなかマスコミは賑かです。一方、大蔵省印刷局は「世界に誇る芸術品です」と胸を張っているとか。

いやはや、一億二千万人が慣れるまでには当分やかしいことでしょう。

しかし、こんなことは何時の時代でもあったようです。

さて、文字と共に人類の二大発明の一つであり、生きていく歴史ともいえるべき

庶民の喜怒哀楽を共にしてきた古い「貨幣」を——古札もまじえて当地方を考へながらお話ししてみたいと思います。

一、基本である銅銭について、日本の貨幣の流通は大きく四つの時代に分けてみればわかり易いです。

第一期は、大化の改新後間もなく白鳳時代の西暦七〇八年の和同元年から奈良平

古銭のお話

中村 清美

安の約二百五十年間、和同開珎をはじめとする皇朝十銭時代。第二期は平安末期より源、平、北条、足利、徳川初期寛文年間までの約五百年間の渡来銭時代。そして明治四年の近代銭までの徳川時代の約二百年間の第三期。最後に明治以降現代銭の第四期です。

本ともいえる目方一匁の規格が定つた丸い美しい開元通宝という銅銭が大量に作られました。その後、七十年、西暦七〇八年武蔵国秩父より沢山の和銅(自然銅)が朝廷に献上されました。早速、大慶事と年号も「和銅」と改められ鑄銭司を置いて唐から工人を招き、開元通宝を手本に製造が開始されました。これがわが国

五百年もの長い間、外国よりお銭を買っていたという事は世界でも例のないことです。これを当地方では「シナ銭」または、「字変り銭」と呼んでいます。見聞録によると、日本の港々には中国のジャンク船の柱が林立する程、賑やかだった。

また、或書には宋の商人は売銭して十倍の利益があったとか、今考えると勿体ない話です。

渡来銭の種類は、約三百種以上もあり、最も知られているものに明の永楽銭があります。立派な銭で古銭の代名詞のようになっています。古文書にも、後世まで「当永……貫文」などと書いてあるものが多いです。これは「永楽銭のような立派な正しく一匁目あるお銭で一貫」という基準が風習

になったものです。

第三期は、三代將軍家光の時代に、大量の寛永通宝が鑄造され、大判小判をはじめ、各種の定量金貨が造られ、初めて自前の幣制が確立されました。

そして、明治四年の新貨條会より現代までの第四期は兩を円に呼び名をかえて欧米風の貨幣となりました。こうみてきますと、昔のお銭は中国とは切っても切れない関係で約千年もの長い間、おつきあい、ある意味では支配下にあつたといえるでしょう。

二、私鑄銭(ニセ銭)について少しふれてみましょう。何時の時代でも共通していることは、ニセ銭の横行です。記録によれば早くも和銅四年、ニセ銭造りは死刑に処すという令が出されています。室町時代に到ってはそれこそ大変なもので、力のある豪族商人等、こともあるうに將軍足利義持まで永楽銭の模造品を造つたとか、この時代は「銭の暗

黒時代」と呼ばれています。大体、私鑄銭は差して小さく製作の場所が数枚で一匁目がないものもあり、割れたり、欠けたり金くお粗末なもので、現在永楽銭に多く見られます。これ等の二七銭を一括して鑄銭と呼び渡来銭の官鑄のものを精銭（正銭）と呼び区分された。

関東地方では鑄銭のことを「ウスベタ銭」と呼び、これに端を発してぶきりような者を「スベタ」というようになった。また、「鑄一文」などという表現もこの頃から起ったものです。このため「グレシヤムの法則」が作用して大きな混乱を起こし出したので幕府、戦国諸大名は特別なもの以外、お銭を区別してはならないという「鑄銭の禁止令」をたびたび出してあります。当地でも一四八五年、中国の大守大内氏も出して堅く禁じています。

このように、きらわれた私鑄銭ですが、現在の古銭研究家の間では、珍希品扱

いさされていくものが多く、正銭より高く取引がされています。

一方、金銀貨は一切私鑄のものには無価値に等しく求める時は注意が肝心、稀少珍品なものの程、ニセ物で、先ず最初から一〇〇%無いと考えて、それから本物の諸条件を一つづつ引き出し、冷静に見ることです。悲しいことに山陰地方はニセ物の多い地方とされています。三、古札について

今まで金銀銅貨中心のお話しをしましたが、次は紙で作った古札についていたしましょう。古札は大別して、藩札と私札に、私札は更に細分して寺社、公家、町村札、宿場札、鉾山札、私人札の六つに区分して研究されています。古札は殆んど楷で造るので一名楷幣と呼ばれ、最良質のもので造つてあるのでどんなボロ札でもとても手で引きさくことは出来

ません。この古札の流通は近代の紙幣や、金銀銅貨の

流通とは全くその本質が異なっています。それは、幕府や政府の命令で使用するのでなく、各地の大小名がまた各有力者が必要を時に必要な量をつくり、しかもその領内、あるいは、町村区域内においてのみ流通させていたものだからです。

即ち、一種の手形です。別命「切手」ともいっていました。勿論、その発行には藩札では幕府、私札では藩の厳重な許可が必要なことはいままでもありません。徳川幕府は当初、莫大な金銀銅があつたので、当分はまかなはれてきましたが、経済の活動が盛んとなり、思いのほか大量の金銀が外国に流失、また大名小名も参勤交替、江戸屋敷維持や各出役などどんどん出費がかさみ、諸侯のお蔵が淋しくなつてまいりました。そこで紙幣が自然発生的に登場してくるようになります。

一六六一年の寛文元年家康の次子結城秀康が越前福

井藩主になつてより、その子忠直郷等の騒動により、藩財政の危機に見舞われ、特例として銀札の発行が認められた。これを機に幕府の硬貨統一、改策の一角が破れたことになり、これが口火となり、地の親藩も苦しいので色気が出はじめました。次いで他の大小名も第と幕府の顔色をうかがい、続々と許可申請が出され、

遂に維新になる迄の二百年の間、二百四十余藩八〇%のものが延千七百種もの発行がなされました。藩札は銀札、銭札が殆んどで、領内の富豪や大庄屋を札元に指定して、藩は流通監督の立場をとつていた。今の日銀券のような形と思えばよいです。その発行分布は、関東以西に偏在していて、ある国では殆んど藩札のみ領内通貨としたため、庶民の中には一生藩札のみを知つて小判を見たこともないこともあつたとか、

丁度、今の財布の中身とホボ同じかつたと思えばよいです。

山陰では先づ親藩の松江藩が一六七五年の延宝二年大洪水の理由で、次いで鳥取藩も同四年にはじめて発行、浜田藩は一六九三年元禄六年、津和野藩は、一七六九年明和六年と、ずっと遅れているようですが、これは、文献研究不足で、今後、検討せねばと思つています。

銀山領は幕府の方針通り最後まで発行はなかつたので、正貨で押し通したようです。しかし、私の調査では浜田藩札が流入、これを「ハマ札」と呼んで隣の松江・津和野、また山を越えて広島島の札も時には混合して使用されるようです。これは各地古老の発言や、現物を拝見してわかり、また、大森町の能谷御当主より直接聞いた話ですが二十数年前蔵の整理に行李一ぱいの藩札を焼即したが殆んど浜田札（赤い線のもの）が多

くなかなか焼えないので困つたと。後期、浜田札は、

源泉所得税の改正点

通勤手当の非課税限度額が引上げられた

所得税法施行令の一部改正により、給与所得者の通勤手当の一月当りの非課税限度額が次のように引き上げられました。なお、改正後の非課税規定は、昭和五十九年四月一日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。

区分	改正後	改正後	
交通機関等利用者の通勤手当	21,700円	20,400円	
交通用具使用者の通勤手当	片道15キロメートル以上(交通機関を利用した場合)	8,700円(21,700円)	8,200円(20,400円)
	片道10キロメートル以上	5,000円	4,700円
	片道2キロメートル以上	2,600円	2,400円
	片道2キロメートル未満	(全額課税)	(全額課税)
交通機関利用者の通勤用定期乗車券	21,700円	20,400円	
上記の併用	21,700円	20,400円	

給与所得控除の最低控除額が引上げられた

本年四月から実施されている所得税減税により、給与所得控除の最低控除額は五十五万円とされていましたが、今回、この最低控除額がさらに二万円引上げられ、五十七万円となりました。

扶養親族等に当たるかどうかを判定する場合の給与の収入金額の限度額が引上げられた

所得者と生計を一にする配偶者や親族で、年間の所得金額が一定金額以下である人は、控除対象配偶者や扶養親族に該当します。今回、給与所得控除の最低控除額が五十七万円とされたことに伴い、その所得が給与所得だけの人の場合には、年間の給与の収入金額(老年者年金特別控除を受ける事ができる公的年金については、その控除後の金額)が九十万円(改正前八十八万円)以下であれば

良い事になりました。

生命保険料控除額が引上げられた

個人年金保険契約等に係る個人年金保険料を支払った場合には、次の通り従来の生命保険料控除の別枠で年間五千円が、所得金額から控除される事になりました。

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	生命保険料控除
①支払った保険料が一般の生命保険料だけの場合	従来のとおり	従来のとおり
②支払った保険料が個人年金保険料だけの場合	30,000円以下	支払った保険料の金額
	30,001円から55,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 4 + 15,000円
	55,001円から105,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額) × 4 + 28,750円
	105,001円以上	一律に55,000円
③支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合	個人年金保険料が5,000円以下	(支払った個人年金保険料の金額) + (一般の生命保険料について上記①により求めた金額)
	個人年金保険料が5,001円以上	支払った一般の生命保険料と個人年金保険料との合計額について、上記②により求めた金額

食事の現物支給による経済的利益について、非課税限度額が引上げられた

使用者が給与所得者に、現物で支給する食事に係る経済的利益については、①「給与所得者が食事の価額の半額以上を負担し」、かつ②「使用者の負担額が月額二五〇〇円以下」である場合には、課税しなくても良い事として取り扱ってまいりましたが、本年九月一日以後に支給すべきものから前記の①について「使用者の負担額が月額三五〇〇円以下である場合には、課税しなくても良い事として取り扱います。

期限内納付のお願い

源泉所得税の法定納期限は、給与等を支払った月の翌月の十日です。(納期の特例の適用者は、年二回七月十日及び翌年一月十日)納付遅延のないよう気をつけましょう。

特に強物です。そうであるので、それにしては全くとはいえず。浜田札についても津和野札同様、不明な点が多く、これから大いに勉強せねばと思っています。次は、私札についてみますと、当地方は出雲をはじめ、鉾山札が多く、石州も宅野村鉄山所、大田の吉永鉾山、浜田領市木の太平御鑪所のもの続々と新しく発見されました。私人札は最も多いもので特に出雲三藩に多く、石州も熊谷札三瓶の森山札(豆腐札)など発見しました。

私人札は、現在の商品券のようなものと考えればよいですが、その地区の通貨性格も持ち、あるいは藩札以上に信用流通しました。その種類は銭札が殆んどですが、酒札、豆腐札、珍しいものに粕洲村の傘札、隠岐嶋木村の薪札など興味をさそうもの多く何時の間にかそのとおりになくなりました。

一九八四年十一月伯泉中村記

局長と中国地方法人会連合会会長との対談

司会 本年も「税を知る週間」を実施しますが、まず、局長からこの週間の趣旨についてお話し願います。

局長 例年の行事ではあります。十一月十一日から一週間全国的な統一行事として「税を知る週間」が始まります。

申告納税制度の下では納税者が自分で所得と税額を計算し、自主的に申告、納

【出席者】

広島国税局長 日向 隆
中国地方法人会連合会
会長 篠原康次郎

■10月11日
■広島グランドホテル

税をすることになっておりますので、納税者自身が税の主人公であり私どもはそれのお手伝いをする立場にあると考えております。この週間を通じて納税者や国民の皆さんに税を身近なものとして考え、正しい認識と理解を持って頂きたいと考えています。

更に、「税を知る週間」だけでなく一年を通じて皆さんに税に対する理解と関心を持って頂きたいと思っております。

会長 私ども法人会の趣旨もそういつた納税思想の高揚を重点に置いており、そのような活動をしたいと思っております。司会 次に会長から法人会の現状についてお願いします。

会長 法人会の組織状況と活動状況などについて申し

上げます。

法人会は全国的組織として全国法人会総連合、各国税局単位の局法人会連合会、県単位の県法人会連合会、それに一番基礎となる各地区単位の法人会から成り立っています。

全法連には、昭和五十九年六月末で九十一万社が入っており、全国の法人数の六〇%を占め大変大きな勢力であるといえます。

中法連は、昭和五十年に設立され中国五県の県法連で組織されています。中法連傘下には百十の単体会があり、加入会員数は今年六月末でほぼ五万五千社に達しており、加入率でいえば五四%になります。

現在、中法連では三つの目的を掲げて活動しています。第一に申告納税制度の確立。第二に相互信頼に立

つての円滑な税務行政への寄与。第三に企業経営の健全な発展ということです。法人会の活動の主体は、それぞれの地区単体会が基本であります。

各地区の税務署、税理士会支部と密接な連携を保ちながら、会員の増強運動、税務、経営に関する講習会、講演会の開催、税務当局との懇談会の開催などの活動をしています。

県法連は、地区単体会の事業活動の指導、広報紙の発行などを行っております。中法連は、各県法連の指導支援を行っています。そのほかに昭和五十五年

からモデル法人会事業というものをを行い県法連や単地区会の指導をしております。各県法連がモデルとなる法人会を指定し、モデル法人会は目標を定めて各種

の事業活動を研究実践し、その活動の成果を全体集会で発表してもらおうというものです。これによって法人会全体のレベルアップにつなげていきたいと思っております。本年度は、府中、下関、米子、浜田の四法人会を指定しています。

局長 今、会長から法人会の現状を伺いましたが、その中でも納税道義の高揚というのは大変大事な目的であると思えます。最近の税務行政を巡る環境は非常に厳しくなってきました。

課税対象の増加あるいは企業間の経済取引の複雑化・国際化、あるいはクロヨン論議に象徴されているような執行面での不公平感、不満感などがあります。

昔は、税に対してはバレルモト主義でなるべく回避したいという意識があり



ましたが、「最近では、税金は納めるべきだ。ただ、納めるにあたっては平等であってほしい。執行面で不平等があつてはならない」という声が変わってきました。私も適正な課税の実現のために精一杯の努力を続けていますが、税務職員の設定は十年間で一増とほとんど横ばいです。

力団体の活動のおかげで、大多数の法人や個人については漏れなく正しい申告をして頂いております。このような税に対する正しい理解者が増えていけば調査対象者が減り、悪質な脱税者を中心に調査できるようなことがなくなると思っております。その意味においても法人会の活動は大切で

告所得税が四％台、法人税が一〇％台という現状であります。職員は皆意欲を持って働いていますが、おのずと限界があります。内部事務を機械化し、また効率化して余力を税務調査に向けるように努力しているところですよ。

法人会や協

あると考えています。会長 納税者にとっては、種々の負担が軽いことになったことはありませんが、もともと必要な税金、適正な税金は納めなければならぬという意識はあると思います。納税者の意識の中に問題があるとすれば、税の負担が不公平ではないかということ、もう一つは、納めた税金が効率的に使われているかどうかということだと思います。納得のいく使われ方であれば、自分の納めた税金が社会の役に立っているという満足感が得られるのではないかと思います。局長 大事なことは税金に対する認識を皆さんにもっと持つてもらうことが必要だということです。そのためには小学校、中学校の段階から十分に租税教育をやつてもらつたらと思います。また、税金は「国家社会に対する貢献」だということです。税金を納めること

によって自分が積極的に国家社会に貢献しているという気持ちがあれば、何となく晴れ晴れした気持ちになるでしょう。もう一点、税の使われ方についてですが、国民の皆さんに「なるほど税金はこのように使われている」という関心を持って頂くことが非常に大事なことだと思います。司会 今後の法人会の課題および方針についてお話し願います。

会長 第一に会員の加入率を高め財政基盤を確立することです。このためには、法人会の事業活動を活発にし、「魅力ある法人会」を作り上げることにより会員の法人会への定着を図っていくことが必要です。第二に法人会の社団化を推進していますが、これについては法人会の存在、機能、活動状況をもっとアピールすることにより進めていきたいと思っております。司会 最後に会長より法人会からの要望を、また、局長より当局の考え方、法人会への期待を述べて頂きたいと思っております。会長 第一には、会員増強問題です。加入率を全国平均の六〇％強に持つていくことを目標に努力しています。第二には、法人会の社団化の推進です。百十の単位数の地区会のうち社団化されているのは、わずか二十五会にとどまっています。一つの税務署に一つの法人会というような形で社団化の推進を考えています。これらにつきましてご指導ご支援をお願いいたします。局長 加入率六〇％達成はなかなか大変だと思えますが、私どももできるだけ支援したいと思っております。既に全管の署長にはその主旨を伝えておりますし、税理士会とも協力しながら支援していきたいと考えております。また、「魅力ある法人会」にすることが会員増強につ

ながるといふことは全く同感です。

会長 最後に法人会が催す研修会に税務署からの講師の派遣とより多くの優良申告法人を選定して頂きたいと思ひます。

局長 優良申告法人につきましては、現在、管内に十萬八千二百二十九社の法人があり、そのうち八百九十三社が優良申告法人であります。この中で法人会の会員が八百七十八社で、九八・三%です。これらのことを踏まえて検討したいと思ひつております。

今後、私も法人会に寄せる期待は大変大きなものがあります。法人会に入つて良かったという会員が増えるよう名実ともに法人会の発展、充実をお願いいたします。このことが地域社会における指導者層のみならず、人を通じての納税道義の高揚につながると思ひます。司会 本日はどうもありがとうございました。

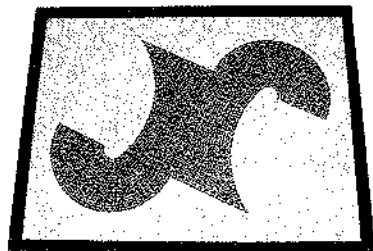
婦人部会だより

古切手でデザイン画制作

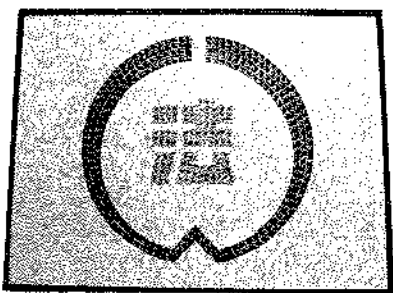
—大田・邇摩法人会婦人部—

大田邇摩法人会婦人部が発足して一年。八十六名の会員が会員意識のもとにお互いの交流を深めようと、研修会などの他に、より親しく話し合える場を。と思ひついたのが共同作業であった。幸い、事務局である大田商工会議所の岩永課長さんが千切り絵に詳しく、その指導を得て、古切手によるデザイン画に取り組んだ。

先づ手始めに「会議所章」を。これは、秋に催される大田商工会議所創立三十周年記念式典に、彩りを添えようとの思考からであった。管内三百三十社の企業、法人から集めた古切手は、一万枚を越した。水に浸し、一枚一枚でいねいにはがし、タオルに並べて乾かす。次に種類別に分ける。簡単だが根気の入る作業であった。会議所章には、色彩的に二百円の（速達に使われたもの）切手が最適と、これを再度呼びかけて収集し、八百八十八枚で完成した。初夏に手がけ、秋に完成。四回、約二十名づつ集まる。顔ぶれも時々入れ交わる。この共同作業によって、大田市と仁摩町、温泉津町の会員同志が、ぐっと親しく話し合えるようになったこととはいうまでもない。



完成のよろこびが波に乗



ったところでもう一作に挑戦した。

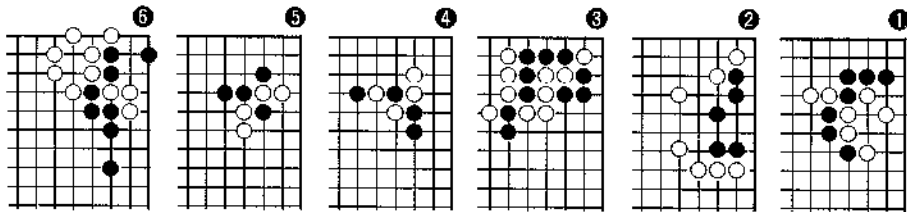
「法人会章」である。ブルーの三百円切手を四百六十三枚、少し手馴れたところで一気に貼り終え、税を知る週間に展示する。（パル一階催場）。

この他、大森銀山を舞台とした風景画も並行して貼りつつあるが、忙しい年末、年始をさけて、年度内に作成する予定である。

ともあれ、参加することによって生れたコミュニケーションを大切に、今後の活動に活かして行ければ、と、ほのかな喜びを分け合っている。59・12・1記・市楽

● 囲碁問題集 ●

実戦にできやすい手筋の問題でいかに正確に早く出来るかが面白く、挑戦してみてください。



税を知る週間行事

＝ 各地区の意見交換会より ＝

今年も恒例の「税を知る週間」の行事として、税務署との意見交換会が、三地区に分れて開催されました。この交換会も8年目を迎え、年々盛況になり、税務署と親しく話し合える、唯一の場に定着してきました。

今年も署長、総務課長、ともに新任であり、初対面の方が多数でありましたが、時勢を反映して、現実的な問題や、ハイテク関連等、次々に質問が出され、税に対する関心も高く、真剣な意見交換がなされました。その後、簡単な懇親会では、酒を飲みながら、個人的な問題が話し合われるなど、終始なごやかな中にも、有意義に終わりました。

スライド上映「同族会社の税務」
大同生命より「経営者の大型総合保障制度」の説明

大田地区

出席者 35名

と き：11月13日 午後2時
と ころ：仁 万 屋
(来賓) 中島署長 西尾統括官
門脇調査官 中田税理士
塔村税理士 竹下税理士
司会 竹原鉄太郎氏
主な質問
・リース料と経費について
・退職慰労金の分割支給について
・メカトロニクス税制について



東部地区

出席者 22名

と き：11月14日午後2時
と ころ：水 明 館
(来賓) 中島署長 青笹総務課長
西尾統括官 門脇調査官
川上税理士 吾郷税理士
司会 松井義夫氏
主な質問
・印紙税について (物品預り証)
・保険金の満期の処理について
・会社と個人の経費分担について



西部地区

出席者 20名

と き：11月20日
と ころ：小 鉄 屋
(来賓) 中島署長 青笹総務課長
門脇調査官 寺西調査官
千賀税理士 中島税理士
司会 小林博通氏
主な質問
・家屋新築に共う贈与税
・寄付金の交際費との関連
・相続税について



中島署長のことば

着任後、一般会員の方々と話し合うのは、今回の「税を知る週間行事」として行われた意見交換会が始めてで、最初は活発な御意見が聞かせていただけるものかどうか心配でした。しかし、蓋を開けてみると、極めて活発な意見が続出し、当初の心配は全く杞憂に終わりました。これは会員の方々の税に対する高い関心をますものと思われ、大変心強く、かつ嬉しく思っております。

石見大田税務署人事異動

ごあいさつ



税務署長
中島 茂

本年七月の異動で、石見大田税務署長を拝命いたしました中島でございます。

着任以来、すでに半年、一部会員の皆様には、税を知る週間等の行事を通じ、お目にかかっておりますが、「天領第八号」の誌上をお借りして、再び会員の皆様すべてに、親しくごあいさつを申し上げる機会を得ましたことを、大変嬉しく思っております。

どうか、前署長同様よろしくお願い申し上げます。会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解のもとに、会員増強を中心とした組織の拡充強化に努められるとともに、会活動を通じて、正しい税

知識の普及と、納税道義の高揚を図り、併せて健全な企業現実の発展に多大な成果をあげられており、ここに深甚なる敬意を表する次第であります。

私は、貴会が昭和五十九年度総会において、会活動の基盤強化のため、今後社団化を志向する旨、全会一致で決議されたことを、大変心強く感じるとともに、会員の皆様の活動状況からみて単なる夢ではなく、近い将来必ず実現するものと期待し、かつ確信している次第であります。

さて、わが国の財政状態は極めて厳しく、このため歳出削減を中心とした財政再建が進められており、歳入についても、ある程度の負担増を図る必要があるのではないかとの論議がなされています。

このような情勢を背景に国民各層の税に対する関心が高まり、課税の公平確保

に対する要請が一段と強くなっております。

私ども税務に携わる者といしましては、このような要請に応えるべくあらゆる努力を傾注するつもりでございますが、究極のところ納税者の方々の、申告納税制度に対する正しい御理解がない限り、達成し得ないものであります。

この意味におきまして、今後とも会員の皆様が、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に向って、より活発な活動を展開されますようお願い申し上げます。

終わりに、貴会のみならずの御発展と、会員企業の皆様方の御繁栄を心から祈念いたします。ごあいさつといたします。



総務課長
青笹 茂

税のこぼれ話し

矢りっ切りの渡し



会社の役員ともなれば、顔も広く毎月の交際費も相当なもの。テレビのドラマに出てくる役員は、いつも豪華なレストランで高級ワインばかり……なんてお節介といわれるかも知れませんが、役員に対するいわゆる渡切交際費の取扱いについてはご注意を。

たとえ交際費という名前と呼ばれても、文字通り「渡切り」で、使途が明らかでないものや会社の業務に関係がない使途に充てられたものは、役員個人の給与とみなされます。

さらに支給方法によっては、役員賞与とみなされる場合もあります。「矢切の渡し」ではありませんが、会社という舟の舵取り役である役員には、何事にも細かい配慮が求められます。

通常総会

新役員決る

九月二十七日(木)午後三時より、通常総会が大田グランドホテルにおいて、会員八十数名の出席のもとに開催され、役員は全員留任となりましたが、次の方々が新しく役員とされました。
以下新しい役員の方々を紹介いたします。

① 堀 芳信

大正13年1月26日生

② 大田生コンクリート(株)

③ 大田市波根町一八九一

④ 釣り



① 氏名・生年月日 ② 事業
所名 ③ 現住所 ④ 趣味

① 月森 重孝

昭和2年2月16日生

② (有)月森館

③ 大田市大田町イ七三〇



① 林 基一郎

昭和7年9月19日生

② 林 商事(株)

③ 大田市長久町イ五〇六一

④ ゴルフ・釣り



① 勝部 謙吉

昭和10年6月20日生

② (株)青木組

③ 大田市大田町

④ ゴルフ・写真



① 小林 博通

昭和19年12月18日生

② (有)小林造船所

③ 邇摩郡温泉津町温泉津

④ ゴルフ



① 石本 智章

昭和19年1月3日生

② 石東マルキプロパン(株)

③ 邇摩郡仁摩町大字仁摩

町五三二一



役員	事業所名	氏名	電話	部会
顧問	石東農機(株)	杉谷長一郎	2-0480	
顧問	大田商工会(株)	佐々木高男	2-0241	専業
常任参与	大田根中工芸(株)	野野部康夫	2-0740	専業
参与	島根トヨベ材(株)	戸部武則	2-2000	専業
参与	島根建設(株)	寺尾和夫	2-0860	専業
参与	島根たけご(株)	海邊常弘	2-0617	専業
参与	島根たけご(株)	中村信男	2-2118	専業
参与	島根たけご(株)	塔村芳正	2-2171	専業
参与	島根たけご(株)	伊奈為義	2-1073	専業
参与	島根たけご(株)	千賀満	2-2511	専業
参与	島根たけご(株)	川上明雄	5-8534	専業
参与	島根たけご(株)	吾郷一郎	2-0672	専業
参与	島根たけご(株)	田中一男	9-1824	専業
参与	島根たけご(株)	竹下續	2-2181	専業
参与	島根たけご(株)	芦矢秀幸	2-3165	専業
参与	島根たけご(株)	山岸敏一	5-7009	専業
参与	島根たけご(株)	中島和夫	2-5201	専業
参与	島根たけご(株)	森照二	2-2181	専業

法人会顧問・参与

役員	事業所名	氏名	住所	電話	委員会
会長	(名)丸大商店	天崎正二	大田津	2-0420	委員
副会長	(株)大島屋	和田和彦	温田	5-2533	委員
理事	昭和田石油(株)	伊藤波	津田	2-4811	専業
理事	大田建設(株)	藤波	鳥井	2-1045	専業
理事	石州水産(株)	有間謙二	鳥井	2-0372	専業
理事	浜覚肥料(株)	西村博	水手	9-0221	専業
理事	徳たけはら(株)	竹原鉄太郎	火田	2-8314	専業
理事	石東スズキ販売(株)	大谷光弘	火田	2-0880	専業
理事	(有)布引商店	松引進	久手	2-0678	専業
理事	(有)石東林業商會	松井義夫	久手	2-0619	専業
理事	(有)徳建設	松井義夫	久手	2-8001	専業
理事	(有)和田食品	和田正	大田	2-2008	専業
理事	大田マルキ(株)	石田弘行	間津	2-0190	専業
理事	(有)小川商店	園部清之助	温泉津	4-8411	専業
理事	(有)藤崎製菓所	藤崎彰	温田	5-2636	専業
理事	(有)小川製服	小川徹	仁摩	6-0111	専業
理事	(有)平和商會	秋田俊郎	温田	8-2812	専業
理事	(有)徳船電氣商會	貴船富市	温田	8-2001	専業
理事	(有)松井清商店	松井順一	長久	8-2108	専業
理事	大田生コンクリート(株)	堀芳信	波根	2-2111	専業
理事	(有)青木組	藤部謙吉	大田	5-7002	専業
理事	(有)月森館	月森重孝	大田	2-0236	専業
理事	石東マルキプロパン(株)	石本智章	仁摩	8-2356	専業
理事	(有)小林造船所	小林博通	温泉津	5-3131	専業
理事	(有)高士ドライ	嶋崎忠夫	久手	2-0082	専業
理事	白藤酒造(有)	大野李雄	波根	5-8001	専業
理事	林商事(有)	林基一郎	長久	2-1013	専業

法人会役員

わが社の経営方針



株式会社サンク理研工業

代表取締役 三上昭二

(資本金 一千万円
従業員 二十名)

昭和四十六年に、有限会社サンク理研工業としてスタートして以来、早くも十三年余りが過ぎ、時代と環境の変化に驚くこの頃です。私どもが初めて理容用研磨機を開発、市販した頃と比較しますと、メイン市場、

メイン商品、事業規模等全て激変したといっても良いでしょう。しかし、この中において変化しないものもあつたということに気が付いたことも事実です。その一つは、一貫して刃物及び研磨の分野のみにしぼって研究開発を続けたことです。その結果、理容、美容、繊維、建設、電子部品等多くの業界の刃物に接するこ

とが出来ようになり、色々な角度、立場から「研磨」を追求してゆくことが如何に重要なことか、理解し得るようになりました。

最近、特によく聞く言葉の中に、ハイテクノロジーという言葉があります。この先端技術に何か関係していなければ、まるで時代おくれであるとか、将来性がないかの如く見る風潮があります。

しかし乍ら、先端技術は単に理論上の証明でありませう。それを如何に実際に応用してゆくか、その先端技術を生かすも殺すも、社会に対応させるための応用技術次第と考えています。

では、応用技術とは何か。それは永年の間、築き上げた企業の技術力、営業力、経営力等によって、細かく社会のニーズに答え続けるための技術です。私どもは幸いに多くの業界の多くの刃物に対する情報を持つております。それ自体は、あまりハイテクノロジーとは関係ないような古い情報、ありふれた情報のように思われませんが、先端技術と、

その古ぼけた情報をうまくドッキングさせることによつて、なにか素晴らしいものが生まれてくるような気がします。

次に変化しなかったものに、心の問題があります。私どもはスタート時には親子四人でしたので、非常に団結力があつた。高売一台、二台と売れるたびに、大きな喜びと感動がありました。私どもの社訓は「感謝の心で共に栄えよう」ですが、この感謝の心とは、まさに創業時の感動のこと

です。「共に栄えよう」とは、わずか親子四人で始めた小さな会社でも、喜んで働いてもらえる従業員の皆さんと、私どもの商品を買つて頂いたお客様とに対する喜びであり、感謝の心でもあります。

現在、私どもは製造販売会社合わせて約六〇名ですが、社内研修、新人教育等については最も必要な規模と考えています。また、将来、

安定した組織力を得るためには、人財の育成以外にはないと思います。私どもにとつて最も深刻な問題でもあるこの人財の育成についても、最近新しい方法が生まれつつあり、二、三年の中にその成果があらわれるものと期待しています。新しい方法は、何種類かありますが、その基本的な考え方を申し上げますと、まず組織の自立化があります。それは事業計画の作成が第一の仕事になります。売上、経費、仕入、利益計画は勿論、スタッフ達に年間

支給するボーナスも含んで作成します。つまり完全な一つの経営体を作ることが目的になっています。

しかも、この組織を製造会社、販売会社とあまり分離しないで作り上げてみたい、と考えています。成果が上れば全員で公正に分配し、その中に会社の受取るべき報酬もあるという考え方は、以上が人財育成の戦略と考えています。

昭和六十年度から新しい三ヶ年事業計画が始まります。そのためのサンクグループの、トータルアイデンティティとして、「切味産業のニューリーダー」をかかげました。

切味とは、私どもの技術力、営業力、経営力の結集されたものと、理解するとともに、感謝の心もまた、切味のうちと考え、一歩づつお客さまとともに前進して行きたいと思つております。

天領の秘話 ④

ざれ歌と天領気質

石村 禎 久

ざれ歌

江戸時代の人たちは、むじゅんを抱えた社会的背景をもちながら、個性があり、ユーモアをもっていた。石見銀山領は天領だったせいも、他の地域にくらべブライドが高く、その天領気質は、今も古老の間に残る「ざれ歌」の中にかがわれる。

天領を自慢したざれ歌の中にこんなものがある。
下れ下れというけれど
そちは私領で
こちや御料
一両おいても下りやせぬ

私領は四両という意味で、御料は五両。つまり大名領にくらべ、石見銀山御料(天領)が一両以上も身分が高いと自慢しているのである。

天領気質

天領の人がいばっていた昔ばなしにはこんなものがある。

出雲・松江の宍道湖で、舟が沈没して、銀山領内のお百姓さんが水死したことがあった。そのころ水量が多かった宍道湖の、しかも俗に「おおぶなもち」と呼んでいる湖の真ん中の、帯状に流れる水流の激しいところだったため死体が見つかからない。訴えをうけた大森代官所は、

「宍道湖の水を干してでも探してもらいたい」と
と松江藩にかけあった。

おおかた江戸から来た代官が宍道湖のことをよく知らないで、沼のちよつと大きいくらいな湖と思つたのかもしれない。松江藩で、当時の大森代官を調べて見ると、江戸の勘定

方から天領へ着任して来た人と分かった。つまらないことでトラブルをおこし、あとでしつぱ返しをくっては困ると考えた松江藩では、松江城内で対策を協議した。協議に加わっていた武士の中に知恵者が一人いて、何か思いついたらしく

「私におまかせ下さい」という。

この日は、しとしとと雨が降っていた。その武士は大森から派遣された役人を宍道湖岸へ案内した。雨のために、湖の向う、南岸地帯はかすんでよく見えない。

「宍道湖はご覧下さい。湖といいますが海なのです。海なら水を干すことも出来ません」
武士の説明に、なるほど海としか見えない湖の姿に、役人は納得して帰つたという。

天領の終焉

慶応二年(一八六六)七月二十四日、長州軍・精銳隊の大森進駐で、二百六十五年におよんだ天領は、歴史の中から姿を消した。
益田を奪われ、浜田で大敗

北をした松江、鳥取、紀州など各藩の武士は、哀れな姿で、大田や邇摩郡の海岸を落ちのびていった。とくに幕軍の総大将だった紀州の安藤飛騨守直裕の兎苦しい行動は、のちのちまで語り草になったほどだった。そこで、だれがつくつたのか分からないが、さっそくざれ歌をつくつた者があつた。

公武将でも

長州にや負ける
猫に紙袋であとざり

公武将とは、幕府直属の講武所兵のことで、幕軍の最精銳の武士をさしている。石見の人たちは、身なりもりりしい、あかぬけのした講武所兵を見て、ご婦人たちは

「かつこいい」
とたのもしがった。ところが、見るからに野暮つたい、

田舎まる出しの長州兵に、あつ気なく叩きつぶされてしまった。石見の人たちはその敗戦ぶりにすっかり白けてしまった。むしろ浜田や松江の将兵の方が強かつたという。

猫に紙袋(かんぶくろ)をかぶせると、猫はあとざりする。その形を連想して野次つたものだが、そこにはユーモアの中に、いいしれぬ哀歎がこもっている。

代官の逃亡

幕軍敗戦の情報をうけた大森代官所五十九代目の鍋田三郎右衛門は、役人八十五人と共に、備後を目ざして逃亡あつて、武力装備をもっていないし、代官その人が江戸の勘定方から転任して来た純粹の行政官だったから、逃亡したのもやむを得なかつたのかもしれない。さつそく町のあちこちにはり紙が姿をあらわした。

鍋田三郎右衛門は力が強い
四万八千石
掘けて行く

幕末といえは激動の時代である。そんな混乱の時代にも、天領の人たちは「根くら」にならず「根あか」だったことは、一面に樂天的なものをもつていたのだろうか。

非違事例 PARTⅡ

最近の税務調査の結果、次のような非違事例がありました。

一、決算期末に行っている利益調整事例

(イ)、決算期末に、債務未確定の未払賞与を計上し、所得を圧縮していたもの

(ロ)、決算期末の、実地たな卸し調査の際、一部商品を除外していたものや、たな卸し商品の集計の際、実地たな卸し原票の一部を除外していたもの

二、同族会社特有の非違事例

(イ)、勤務実態のない代表者親族に対して、給与が支払われていたものが、法人の通常の業務で発生する層等の売却益が、雑収入に計上されずに、代表者が費消していたもの

(ウ)、代表者自身が使用する高額の商品等を、法人が購入し、法人の資産に計上して、減価償却を行ない費用化していたもの

(ニ)、法人が受取った保険料収入の一部を除外し、代表者に対する貸付金等の入金として処理していたもの

三、交際費関係

(イ)、ライオンズクラブ、ロータリークラブ等の会費が交際費以外の科目で処理されていたもの

(ロ)、ゴルフ場の年会費等が交際費以外の科目で処理されていたもの

四、源泉所得税の非違事例

(イ)、月々の源泉所得税額を計算する際、月額表を使用せずに、適当に見積って、源泉徴収を行っていたもの

(ロ)、非常勤役員等の報酬に対する源泉徴収が行われていなかったもの



【質問】最近、建物についてもリース（賃借権）出来ると聞きましたが、リース料は、建物等の場合でも、支払の都度費用として計上しても宜しいでしょうか。

【回答】資金繰りの都合等により、工場設備までもリースにする会社が増えていく様です。資産をリースした場合、そのリース取引の内容が、一般の賃貸借と同じ様に使用した期間に対応する分だけ、リース料を支払い、かつ、いつでも自由に契約を終了できると言うものであれば、そのリース料はリース期間に応じて、そのつど損金算入出来ますが、最近のリース取引の中には実質的には、資産の延払条件付売買に近いものも多い様です。この様なリース取引をファイナンスリースと言ひ、その経済実体が

ら見て税務上では、当初から売買があつたものとみなし、あるいはリース料の一部を前払費用として計算することとしています。

このファイナンスリースの定義は税務上、リース通達で次の様に定めています。

①リース期間が定められておりその期間中のリース料合計額がリース物件の取得価格とリース会社の支出する付随費用のほぼ全部に相当すること。

②中途解約が禁止されているか、解約の場合に未经過期間のリース料を支払うべきこととされていること、の双方に該当するものとされています。

このリース取引の中で売買とみなされるリース取引は①リース期間経過後に無償物件が賃借人に譲渡されるか、または名目的な再リース料で再リースすることを予定しているもの

②土地、建物等を対象とするもの。

③他に転用が困難な資産、リース物件の特定が不可能な資産。購入選択権があるもの

等が定められています。また、右記以外のリース取引でも、リース期間がリース物件の法定耐用年数に比べて相当短いもの（耐用年数が十年未満の場合は七〇％、十年以上の場合は六〇％）は、リース期間経過後に再リースすると見込まれる場合、その期間をリース期間に加算して、実質的期間と認定することとしています。このため、毎期支払うリース料のうち、実質的期間に対応する金額のみ費用とし、他の部分は前払費用として計算することとされています。

特定のリース取引については、今年、新しく税額控除の道も開かれました。これを機会にリース取引について、もう一度、ご検討されてみては如何でしょうか。

（渡辺税理士）



俳句

商いの面魂や年の市
商魂も恵比須顔なり年の暮
商いもおかげさまにて年忘れ

伊奈白草

直木賞夫妻を囲み菊の酒
立冬を過ぎるも雨の暖かし
石崖を彩る石躑と槿紅葉

若林謙太郎

編みすすむ膝に膝かけあたたかく
一病の夫には長き冬に入る
新暦めくれば予定の日々決まり

山崎広女

紫に野ぼたん散らし水子像
白秋の旧居したうや海紅豆
ボタ山に榮古の跡や秋夕日

市楽勢

囲碁問題解答

編集後記

此度、法人会の役員改選に伴い、各委員会の編成替があり、広報担当メンバーの半数が変わりました。新陣容で新企画を出してゆきたいものです。

先般、県法連の広報委員会の初会合の席上、単位会の会報の評価検討が行われました。当会の「天領」を除いてすべて横書きとなっていて、編綴の都合上、横書き左表とすればというご意見もありましたが、現在のまままでゆきたいと考えています。

理由は、我々に最も多く読まれる新聞が縦書きであり、日本人にとって最も読み易いからです。新聞が英字新聞式に横書きになるまでとは申しませんが、今暫くこのスタイルでゆきたいと思います。

末筆になりましたが、この編集に御協力賜りました皆様に厚く御礼申し上げます

(広報部 渡辺)



〈新がん保険〉は、〈がん〉による入院時の経済保障をします。

- 入院日数および入院・退院の回数に制限なくお支払いします。
- 保障期間は終身です。
- 保険料はご契約時の年齢でできます。
- お1人3口まで契約できます。
- 医師の診査は必要ありません。
- 個人契約、家族契約、子供特約の3種類があります。
- 法人が契約者となった場合の保険料は損金扱いされます。

▼3拍子そろった〈新がん保険〉の保障内容(契約1口あたり)

	ご本人	家族契約のご家族 子供特約のお子さま
入院給付金	日額1万5千円	日額1万円
在宅療養給付金	↓退院につき20万円	↓退院につき15万円
死亡保険金	死亡時満65歳未満150万円	死亡時満65歳未満100万円
	死亡時満65歳以上75万円	死亡時満65歳以上50万円

▼保険料例

(集団取扱月払い/契約1口あたり)

契約年齢(満)	個人契約	家族契約
35	1,380円	1,910円
40	1,730	2,370
45	2,160	2,930

※子供特約保険料はお子さまの人数、契約年齢に関係なく個人契約の保険料に一律「月額50円」(契約一口あたり)を加えます。

法人会厚生制度

終身保障

無配当

新・がん保険



〈がん保険〉のバイオニア

アメリカンファミリー生命保険会社

お問い合わせは…… **大田邇摩法人会**

総合結婚式場



プラザホテルさんべ

島根県大田市大田町昭和通り TEL (08548) 2-2200

日本工業規格表示許可工場

有限会社 三瓶工業

〒694 島根県大田市大田町栄町

■本社工場/電話(08548)2-0912(代) ■静岡工場/電話(08548)4-8384



やまさん醤油醸造元

有限
会社

藤間要二郎本店

邇摩郡仁摩町大字宅野165

TEL (08548) 8-2832

総合印刷

有限会社 都野印刷所

代表取締役 多田 朝一

■邇摩郡温泉津町小浜

TEL (08556) 5-2101

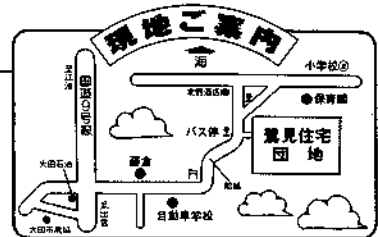
FAX (08556) 5-2430

● 鷲見住宅団地

大田市鳥井町鳥井字老貫田1158

株式会社 松崎土地開発

大田市久手町刺鹿 TEL (08548) 2-8915・8110



日本板硝子・アルミ建材・住宅機器・エクステリア

HN 林商事株式会社

大田市 長久町 TEL (08548) 2-1013



大田 邇摩法人会会報 第8号

昭和59年12月17日 発行

発行所 **大 田 邇 摩 法 人 会**

編 集 広報委員会 委員長 **渡 辺 常 弘**

大田市大田町 大田商工会議所内

TEL (08548) 2 - 0765

印 刷 **月 橋 印 刷**

大田市鳥井町 TEL 2 - 0540